

Q. 税務調査が長引いていますが、対応方法はないですか？

たまになのですが、異常に長引く税務調査があります。
通常、税務調査というのは、

- ・ 2～3日間の日程（会社の規模によって変わります）
- ・ その中で不明点等があれば、提出する必要がある
- ・ 最終的な可否を別途協議する日程（来社か税務署に行く場合もあり）
- ・ 修正申告書の提出など

の流れになります。ですから、当初2～3日だけ見越しておけば、そのあとは流れによって変わるのですが、それでも1～2日で終わることが多いのです。

しかしケースによっては、2～3ヶ月かかることもあるので、経営者としてはたまったものではありません。

確かに、担当の調査官も1件の税務調査だけを担当しているわけではなく、さらに上司からの指示などもあることは容易に理解できます。しかし、たいした問題点がなくても2～3ヶ月かかる税務調査があるので、不思議といえば不思議です。

調査官の事情はともかくとして、税務調査を受ける方としては、期間を不当に延ばされていいことなど1つもないのですから、特殊な事情がない場合は、調査官に電話連絡等をして「早く終わらせて欲しい」旨の主張をすることが大事なのです。

法律上は「〇〇日以内に税務調査を終わらせなければならない」という法律はありません。しかし、税務調査が長引くことで、会社・経営者に本業への支障があることは確実です。

そこで、この法律があることは知っておいた方がいいでしょう。

国家賠償法第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

この法律にある「他人に損害を加えたとき」には、税務調査が長引くことにより、事業に損害が発生したり、経営者に精神的被害があることまでを含んでいます。

法律を根拠に「不当性」を主張すれば、長引く税務調査を終わらせることも可能なのです。

（平成26年6月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）